

市立函館病院 臨床倫理委員会要綱

(設置)

第1条 市立函館病院(以下「病院」という。)において行われる臨床行為に関連する法律・社会・心理・文化・宗教・その他の倫理的問題を的確に認識し、共有・検討を行い、病院として継続的に取り組み、患者ケア、医療行為の包括的アウトカムを向上させることを目的とし、病院に臨床倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、院長の指示により、次に掲げる倫理的検討を要する医療行為等について検討し、その結果を報告するものとする。

- (1)医療行為等により影響を受ける人類生存の基本に関する事項
- (2)医療行為等により影響を受ける人類の優勢、遺伝に関する事項
- (3)医療行為等の対象となる個人の人権の擁護に関する事項
- (4)医療行為等の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法に関する事項
- (5)その他倫理的、社会的配慮を要すると認められる医療行為等に関する事項

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- | | |
|-------------------|------|
| (1)医師 | 2名以上 |
| (2)看護師 | 1名以上 |
| (3)医師・看護師以外の医療技術者 | 1名以上 |
| (4)社会福祉士 | 1名以上 |
| (5)事務職員 | 1名以上 |
| (6)人文・社会科学の有識者 | 1名以上 |

2 委員は男女両性で構成する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

5 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会には委員長および副委員長各1名を置く。

2 委員長は、院長が任命する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、次に掲げる要件を全て満たさなければ開くことができない。

(1)委員の過半数が出席していること

(2)男女1名以上が出席していること

(3)第3条第1項第1号から第6号に該当する委員が各1名以上ずつ出席していること

4 委員会は、必要があると認めるときは、院長から指示を受けた検討事項(以下「検討事項」という。)に係る医療行為等の実施責任者またはそれ以外の者の出席を求め、説明もしくは意見を聴き、またはこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

5 会議の決定は全会一致を原則とするが、審議により決しない場合は、出席委員の3分の2以上の賛成により決する。

(報告等)

第6条 委員会は、検討事項について決定したときは、別に定める検討結果報告書により院長に報告するものとする。

2 前項の検討結果報告書には、少数意見を併記するものとする。

(臨床倫理コンサルテーション)

第7条 個別の症例を対象とした倫理的課題、あるいは緊急性のある事例については、委員長の判断において倫理コンサルテーションの対象とし、別紙臨床倫理コンサルテーション運営規程の通り、審査を行うことができる。

2 倫理コンサルテーション開催の判断、および協議内容については臨床倫理委員会にて報告し、委員の評価を受けるものとする。

(臓器提供のための迅速審査)

第8条 院内での脳死下および18歳未満の心停止下臓器提供等に関し、臓器提供の可否を決定するために行われる倫理審査については、委員長の指名する委員5名以上による迅速審査を行うものとする。

(議題の保存)

第9条 委員会は、会議における議事の経過および決定の内容について記録を作成し、保存するものとする。

(教育)

第 1 0 条 臨床倫理委員会は年に 1 回以上、臨床倫理についての研修会等の職員教育を企画・運営する。

(庶務)

第 1 1 条 委員会の庶務は、医療安全管理室において処理する。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1. この要綱は令和 3 年 2 月 22 日より施行する。